

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進民間会議設置規程

(名称)

第1条 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議規約第10条の規定に基づく協議会は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進民間会議（以下「民間会議」という。）という。

(所掌事務)

第2条 民間会議は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の取組みを推進するため、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（以下「本部会議」という。）及びその構成員と連携を図りながら以下の活動を行う。

- (1) 百舌鳥・古市古墳群に関する府民等への理解の促進、機運醸成に関すること。
- (2) 百舌鳥・古市古墳群を活用した地域の魅力創出に関すること。
- (3) その他百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた機運醸成、地域活性化の取組みの推進に関すること。

(組織)

第3条 民間会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる団体から推薦された者（以下「団体委員」という。）
- (2) 学識経験のある者（以下「有識者委員」という。）

(委員長)

第4条 民間会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、民間会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 民間会議の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、民間会議の会議に関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(企画部会)

第6条 委員長は必要に応じて委員その他の者で構成する企画部会を設けることができる。

- 2 企画部会に部会長を置き、部会を構成する委員の互選により定める。
- 3 企画部会は部会長が主催する。
- 4 企画部会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が民間会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 民間会議の庶務は、本部会議の事務局において行う。

(報酬)

第8条 有識者委員には報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、日額一万五千元とし、出席日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償については、大阪府における職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別 表 (団体委員の構成団体)

分野	団体名
経済界	大阪商工会議所
	一般社団法人関西経済同友会
	堺商工会議所
	羽曳野市商工会
	藤井寺市商工会
観光	歴史街道推進協議会
	大阪観光局
	公益社団法人 堺観光コンベンション協会
	羽曳野市観光協会
	藤井寺市観光協会
交通	南海電気鉄道株式会社
	近畿日本鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	新関西国際空港株式会社
大学連携	特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム